

資 料

1 改定の経緯及び関連要綱

- (1) 「埼玉県人権施策推進指針」第2次改定の経緯 5 5
- (2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿 5 6
- (3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱 5 8
- (4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領 6 1

2 人権に関する県民意識調査

- 令和2年度人権に関する県民意識調査について 6 5

3 関係法令等

- (1) 日本国憲法（抄） 7 0
- (2) 世界人権宣言 7 2
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 7 6
- (4) 人権関連年表 7 8

1 改定の経緯及び関連要綱

(1) 「埼玉県人施策推進指針」第2次改定の経緯

時 期	項 目
令和3年 5月	第1回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
7月	第2回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
10月	「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定案）」に対する 県民コメントの実施
11月	第3回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
3月	「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」策定

※人権施策推進懇話会の開催に当たって、埼玉県人権政策推進会議設置要綱第6条に基づき設置する企画調整委員会及び関係各課において検討を行った。

(2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿

埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき人権問題の課題、人権施策の方向性等を明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を改定するに当たり、広く学識経験者の意見を求めるため、人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に提言する。

(1) 埼玉県の人権施策の基本的な考え方及び取り組むべき推進方策等の人権施策推進のあり方に関すること。

(2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員12名以内で組織する。

2 委員の任期は委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会の会議を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じ、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する小委員会を設置することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会及び小委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 この懇話会は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところにより、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

埼玉県人権施策推進懇話会委員名簿

氏名	所属・役職等
石井 ナナエ	特定非営利活動法人 ふじみ野国際交流センター理事長
今井 眞弓	弁護士
尾崎 啓子	日本女子大学家政学部通信教育課程 児童学科 特任教授
○ 栗山 昇	埼玉県人権擁護委員連合会会長 司法書士
佐藤 佳弘	武蔵野大学名誉教授
白神 晃子	立正大学社会福祉学部社会福祉学科講師
中野 洋恵	独立行政法人国立女性教育会館客員研究員
◎ 福田 弘	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事 筑波大学名誉教授
松下 年子	横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻 医学部看護学科教授
渡辺 大輔	埼玉大学 基盤教育研究センター 准教授

◎：座長、○：副座長

(50音順、敬称略)

(3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱

(平成13年3月26日知事決裁)

(設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
(2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
(3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
2 議長は、知事とする。
3 副議長は、県民生活部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
4 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。
2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長は、県民生活部長の職にある者をもって充てる。
4 副幹事長は、人権推進課を所管する県民生活部副部長の職にある者をもって充てる。
5 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
7 幹事長は、必要に応じて、検討事項ごとに一部の構成委員により幹事会を開催することができる。
8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員会の設置)

第6条 幹事長は、推進会議の審議事項のうち、専門的事項の調査及び調整等を行うため、専門委員会を設置することができる。
2 専門委員会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者、知事室長、 企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、 福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、 都市整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、 監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長
--

別表第2（第5条関係）

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	企画総務課長
総 務 部	人事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長
環 境 部	環境政策課長
福 祉 部	福祉政策課長
保 健 医 療 部	保健医療政策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
県 土 整 備 部	県土整備政策課長
都 市 整 備 部	都市整備政策課長
会 計 管 理 者	出納総務課長
企 業 局	総務課長
下 水 道 局	下水道管理課長
議 会 事 務 局	総務課長
監 査 事 務 局	監査第一課長
人 事 委 員 会 事 務 局	総務給与課長
労 働 委 員 会 事 務 局	審査調整課長
教 育 局	人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

(4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領

(設置)

第1条 埼玉県人権政策推進会議設置要綱(平成13年4月1日施行)第6条の規定に基づき、専門委員会として企画調整委員会、同和対策委員会及びLGBTQ専門委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 企画調整委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策推進指針に関すること。
- (2) 人権教育・啓発の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (3) 新たな人権課題への対応に関すること。
- (4) その他人権施策推進に関して埼玉県人権政策推進会議幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)が必要と認めた事項に関すること。

2 同和対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 同和対策事業に関すること。
- (2) 同和関係団体への対応に関すること。
- (3) その他同和問題に関して幹事長が必要と認めた事項に関すること。

3 LGBTQ専門委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) LGBTQ施策の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (2) その他LGBTQ施策の推進に関して幹事長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 各委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 各委員会の委員長は、埼玉県人権政策推進会議幹事会副幹事長の職にある者をもって充てる。
- 3 各委員会の副委員長は、県民生活部人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 各委員は、別表に掲げる課室長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員による委員会を開催することができる。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の職員の出席を求め

ることができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、専門的事項の調査及び調整等を行うため作業部会を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、各委員会における審議事項を適宜幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年7月16日から施行する。

2 埼玉県人権政策推進会議専門部会設置要領（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。

別表（第3条関係）

企画調整委員会

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	情報システム戦略課長
総 務 部	学事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長、国際課長、青少年課長、 男女共同参画課長、防犯・交通安全課長
危 機 管 理 防 災 部	災害対策課長
福 祉 部	福祉政策課長、社会福祉課長、地域包括ケア課長、 高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長、 障害者支援課長、少子政策課長、こども安全課長
保 健 医 療 部	感染症対策課長、医療整備課長、健康長寿課長、 疾病対策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
教 育 局	特別支援教育課長、生涯学習推進課長、 人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

同和对策委員会

部 局 名	委 員	
企 画 財 政 部	企画総務課長	
総 務 部	人事課長	学事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長	
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長	
環 境 部	環境政策課長	
福 祉 部	福祉政策課長	少子政策課長
保 健 医 療 部	保健医療政策課長	
産 業 労 働 部	産業労働政策課長	雇用労働課長
農 林 部	農業政策課長	
県 土 整 備 部	県土整備政策課長	
都 市 整 備 部	都市整備政策課長	
会 計 管 理 者	出納総務課長	
企 業 局	総務課長	
下 水 道 局	下水道管理課長	
教 育 局	人権教育課長	

L G B T Q 専 門 委 員 会

部 局 名	委 員	
企 画 財 政 部	企画総務課長	
総 務 部	人事課長	
県 民 生 活 部	人権推進課長	
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長	
環 境 部	環境政策課長	
福 祉 部	福祉政策課長	
保 健 医 療 部	保健医療政策課長	
産 業 労 働 部	産業労働政策課長	
農 林 部	農業政策課長	
県 土 整 備 部	県土整備政策課長	
都 市 整 備 部	都市整備政策課長	
会 計 管 理 者	出納総務課長	
企 業 局	総務課長	
下 水 道 局	下水道管理課長	
教 育 局	人権教育課長	
警 察 本 部	総務課長	

2 人権に関する県民意識調査

令和2年度人権に関する県民意識調査について

1 調査の概要

埼玉県では、令和2年10月15日（木）～令和2年11月4日（水）の間、県内にお住まいの満18歳以上の方5,000人を対象に「令和2年度人権に関する県民意識調査」を実施し、54.0%（2,699人）の方から回答がありました。

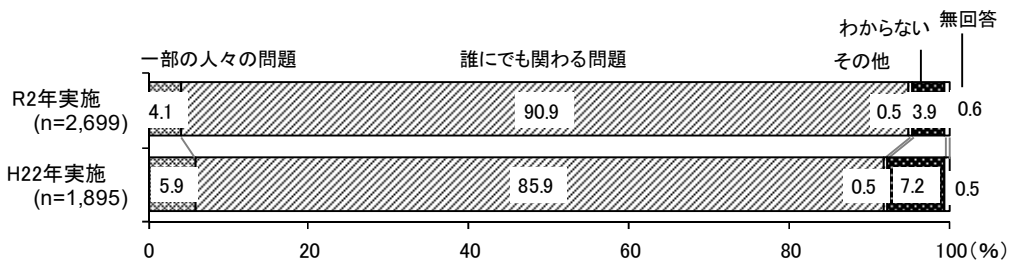
なお、前回調査は、平成22年11月～平成23年1月に実施しました。

2 主な調査結果

問1. あなたは、人権や人権問題についてどのような印象をお持ちですか。（〇は1つ）

【県全域／前回との比較】

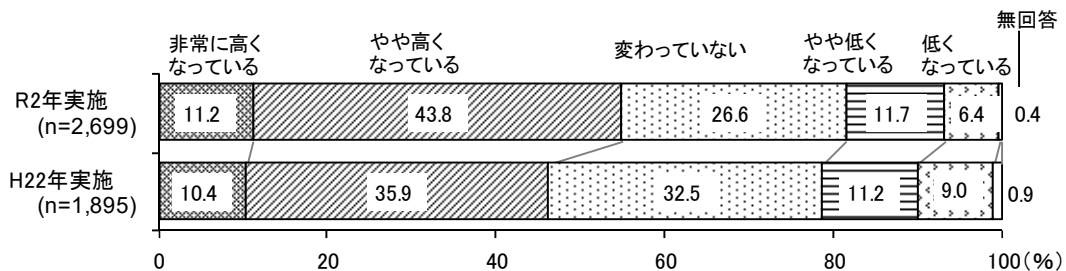
人権や人権問題についての印象は、「誰にでも関わる問題」が90.9%で最も高く、「一部の人々の問題」は4.1%となっている。平成22年に実施した前回調査と比較して、「誰にでも関わる問題」（85.9%→90.9%）が5.0ポイント増加している。



問2. あなたは、国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。（〇は1つ）

【県全域／前回との比較】

国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて「やや高くなっている」が43.8%で最も高く、次いで、「変わっていない」が26.6%となっている。《高くなっている（合計）》（「非常に高くなっている」と「やや高くなっている」の合計）は55.0%となっている。前回調査と比較して、《高くなっている（合計）》（46.3%→55.0%）が8.7ポイント増加している。

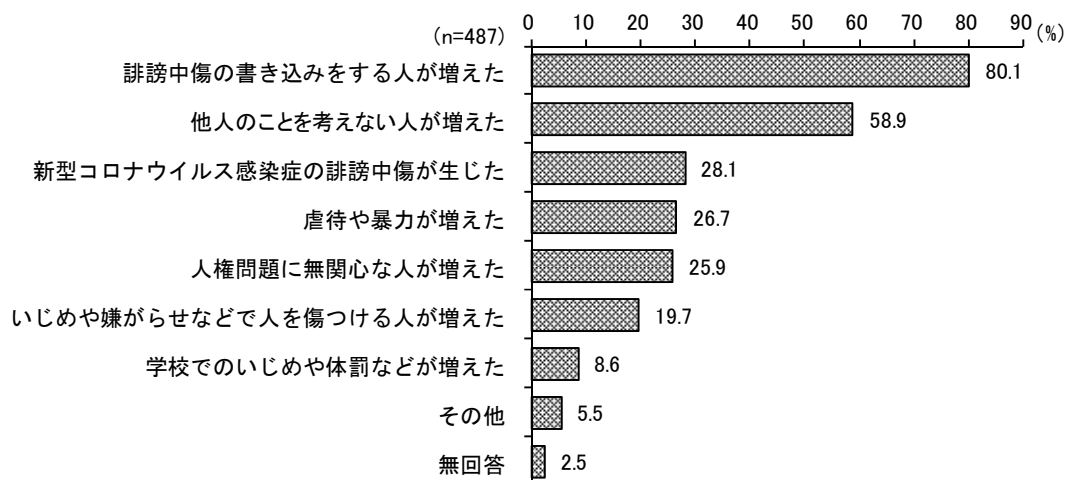


【問2で、「4 やや低くなっている」又は、「5 低くなっている」とお答えの方に引き続きおたずねします。】

問3. そう思われた理由はどのようなことですか。(〇は3つまで)

【県全域】

人権尊重の意識が低くなっていると答えた 487 人に理由を聞いたところ、「インターネットや SNS で誹謗中傷（ひどい悪口）の書き込みをする人が増えたと思うから」が 80.1%で最も高く、次いで、「自分勝手に他人のことを考えない人が増えたと思うから」が 58.9%、「新型コロナウイルス感染症に関わる様々な差別や誹謗中傷（ひどい悪口）が生じているから」が 28.1%と続いている。

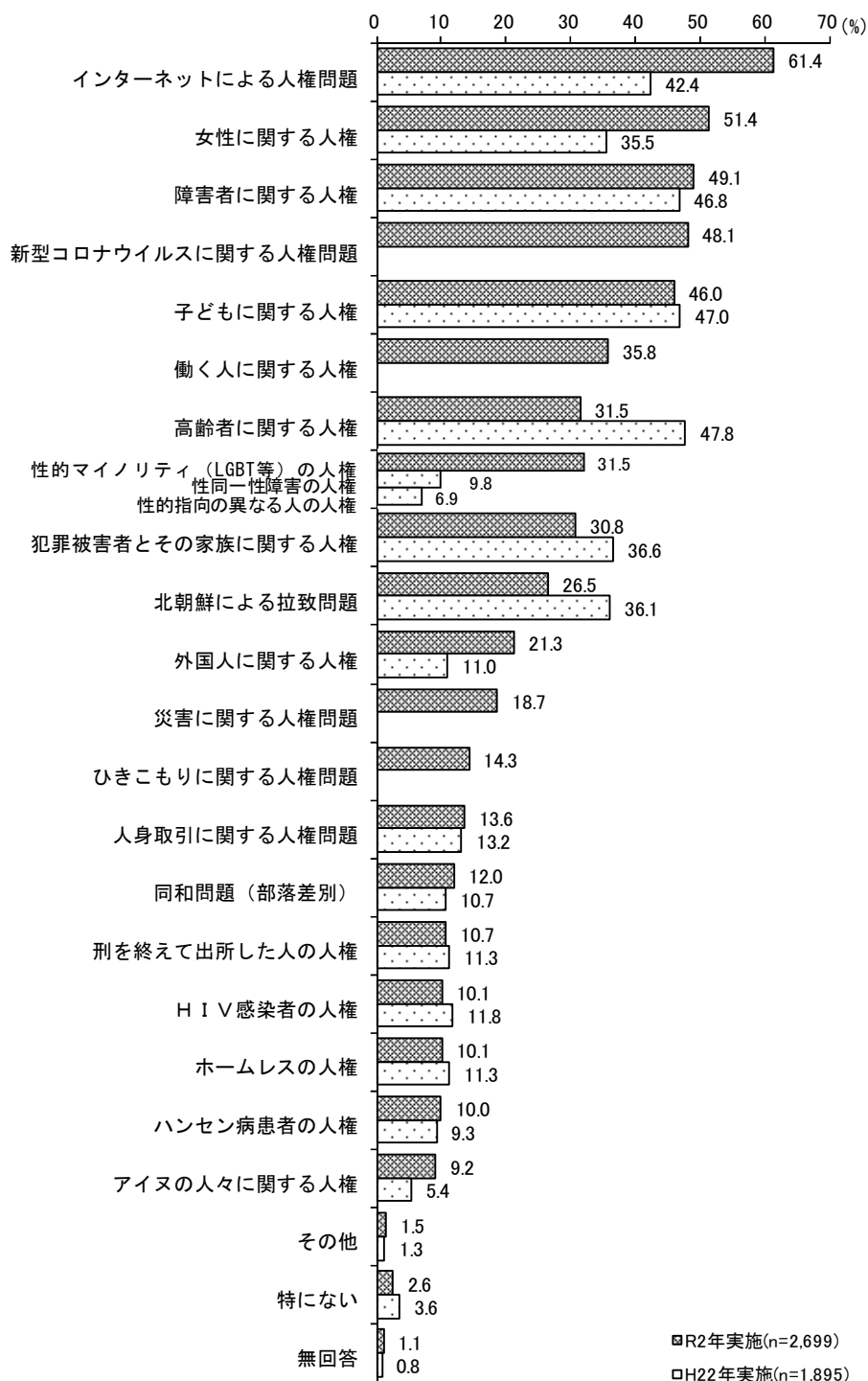


問4. 今の日本の社会に様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。

(該当するものすべてに○)

【県全域／前回との比較】

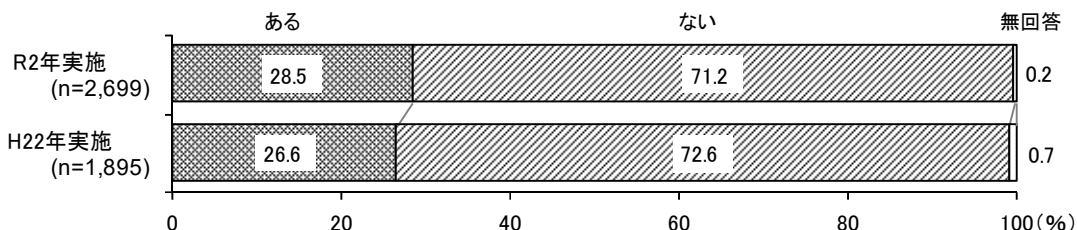
関心のある人権問題は、「インターネットによる人権問題」が 61.4%で最も高く、次いで、「女性に関する人権」が 51.4%、「障害者に関する人権」が 49.1%、「新型コロナウイルスに関する人権問題」が 48.1%と続いている。前回調査と比較して、「インターネットによる人権問題」(42.4%→61.4%)が 19.0 ポイント、「女性に関する人権」(35.5%→51.4%)が 15.9 ポイント増加、「高齢者に関する人権」(47.8%→31.5%)が 16.3 ポイント減少している。



問5. あなたは、日常生活の中で、あなた自身、またはあなたの周りの人（家族・友人など）の人権が侵害されたと感じたことはありますか。（○は1つ）

【県全域／前回との比較】

自分自身または周りの人の人権が侵害されたと感じた経験は、「ある」が 28.5%、「ない」が 71.2%となっている。前回調査と比較して大きな変化はみられない。

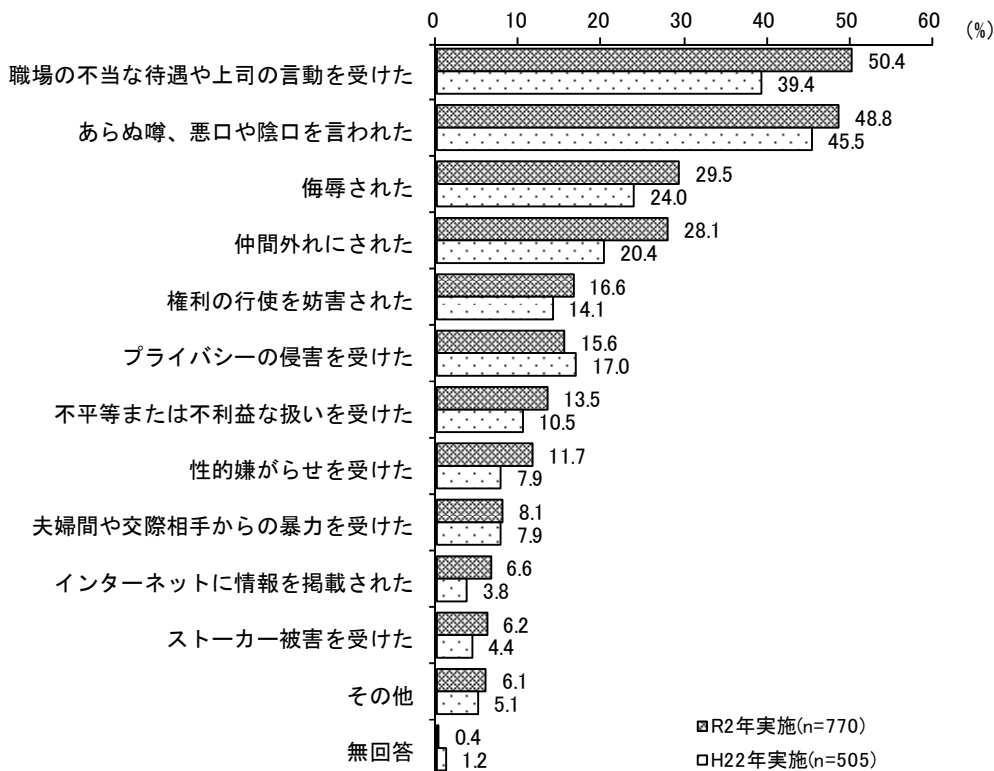


【問5で、「1 ある」とお答えの方に引き続きおたずねします。】

問6 それはどうのような内容ですか。（該当するものすべてに○）

【県全域／前回との比較】

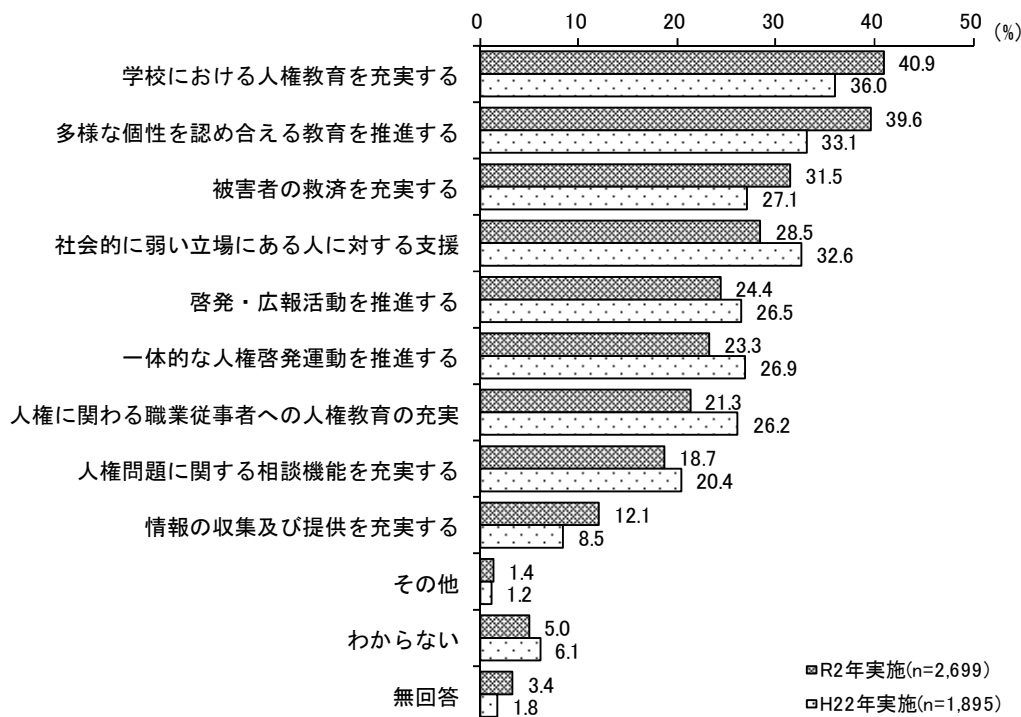
人権が侵害されたと感じた経験のある 770 人に内容を聞いたところ、「職場において、不当な待遇や上司の言動を受けた」が 50.4%と最も高く、次いで、「あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われたりした」が 48.8%、「名誉・信用を傷つけられたり、侮辱されたりした」が 29.5%と続いている。前回調査と比較すると、「職場の不当な待遇や上司の言動を受けた」(39.4%→50.4%) が 11.0 ポイント増加している。



問7. あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後、埼玉県は、特にどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

【県全域／前回との比較】

埼玉県の取り組みとして必要なことは、「学校における人権教育を充実する」が40.9%と最も高く、次いで、「幼児の時から、多様な個性を認め合える教育を推進する」が39.6%、「人権が侵害された被害者の救済を充実する」が31.5%と続いている。前回調査と比較すると、「多様な個性を認め合える教育を推進する」(33.1%→39.6%)が6.5ポイント増加している。



3 関係法令等

(1) 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形におい

でも禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭

をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(4) 人権関連年表

年	国連等	国	県
1947 (昭 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948 (昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正	
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	
1951 (昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1952 (昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1960 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約」採択	同和対策審議会答申	
1966 (昭 41)	「国際人権規約」採択		
1968 (昭 43)	「国際人権年」 第1回世界人権会議		
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1974 (昭 49)			差別を許さない県民運動推進協議会設置 「差別を許さない県民運動」始まる
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」		
1976 (昭 51)	「国連婦人年の10年」(1976~1985)		「同和行政推進についての基本方針」策定
1979 (昭 54)	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」	「国際人権規約」批准	
1980 (昭 55)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
1981 (昭 56)	「国際障害者年」	「難民の地位に関する条約」加入	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法」施行	
1983 (昭 58)	「国連障害者の10年」(1983~1992)		「埼玉県青少年健全育成条例」制定
1986 (昭 61)		「男女雇用機会均等法」施行	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1987 (昭 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	

年	国 連 等	国	県
1989 (平 1)	「児童の権利に関する条約」採択	「高齢者保健福祉十か年戦略(ゴールドプラン)」策定 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
1990 (平 2)			「埼玉県高齢化社会対策指針」策定
1992 (平 4)			「豊かで活力にあふれた長寿社会づくり基本方針」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002) 「障害者の機会均等に関する標準規則」の採択	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	
1994 (平 6)	「世界の先住民の国際年の10年」(1994~2003)	「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定	「障害者対策に関する埼玉県長期計画」策定 「埼玉県高齢者保健福祉計画(彩の国ゴールドプラン)」策定 「埼玉県国際化基本指針」策定
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択 「人権教育のための国連10年」(1995~2004)	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定	「埼玉県福祉のまちづくり条例」制定 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 「埼玉県子育て支援総合計画(彩の国エンゼルプラン)」策定
1996 (平 8)		「地域改善対策協議会意見具申」 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定 「らい予防法」廃止	「彩の国さいたま福祉憲章」策定
1997 (平 9)		「人権擁護施策推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「埼玉県長期ビジョン」策定 「埼玉県福祉のまちづくりに関する基本方針」策定
1998 (平 10)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	「埼玉県新5か年計画」策定 「彩の国障害者プラン」策定
1999 (平 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「ゴールドプラン21」策定 「児童売春、児童ポルノ禁止法」施行	「埼玉県国際政策基本指針」策定 「埼玉県青少年健全育成条例」改正

年	国 連 等	国	県
2000 (平 12)	<p>「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p>	<p>「介護保険法」施行</p> <p>「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行</p> <p>「外国人登録法」改正(指紋押なつ制度の廃止)</p> <p>「民事法律扶助法」施行</p> <p>「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行</p> <p>「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律」施行</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</p> <p>「社会福祉法」施行</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</p> <p>「男女共同参画基本計画」策定</p> <p>「介護保険法」施行</p>	<p>「埼玉県男女共同参画推進条例」制定</p> <p>「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」改正</p> <p>「埼玉県高齢者保健福祉計画(彩の国ゴールドプラン21)」策定</p>
2001 (平 13)		<p>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</p> <p>「新しい高齢社会対策大綱」策定</p> <p>人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申</p> <p>「高齢者の居住の安全確保に関する法律」施行</p>	<p>「埼玉県人権政策推進会議」設置</p> <p>「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」改正</p> <p>埼玉県人権施策推進懇話会「埼玉県の人権施策推進の在り方について」提言</p>
2002 (平 14)	<p>「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択</p>	<p>「プロバイダ責任制限法」施行</p> <p>「障害者基本計画」策定</p> <p>「身体障害者補助犬法」施行</p> <p>「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」施行</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</p>	<p>「彩の国5か年計画21」策定</p> <p>「『ハートいっぱい』埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針」策定</p> <p>「埼玉県人権施策推進指針」策定</p> <p>「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定</p> <p>「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」制定</p>
2003 (平 15)		<p>「個人情報保護法」制定</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」施行</p> <p>「少子化社会対策基本法」施行</p> <p>「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」制定</p>	<p>「彩の国障害者プラン21」策定</p> <p>「埼玉県地域福祉支援計画」策定</p>

年	国連等	国	県
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「児童虐待防止法」改正 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」制定
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択 「人権教育のための世界プログラム」(2005～2009)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「発達障害者支援法」施行 「介護保険法」改正 「犯罪被害者等基本法」施行	「埼玉県子育て応援行動計画」策定 「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」策定 (H17～H21)
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「拉致問題対策本部」設置	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第1次)」策定 「埼玉県高齢者支援計画」策定
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「埼玉県5か年計画」策定 「埼玉県障害者支援計画」策定 「埼玉県多文化共生推進プラン」策定
2008 (平 20)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」改正(性別変更の要件緩和) 「刑事訴訟法」一部改正、被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設	「第2期埼玉県地域福祉支援計画」策定
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 「埼玉県高齢者支援計画」改定 「第2期埼玉県障害者支援計画」策定
2010 (平 22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立(H22.12.10、H23.10.1及びH24.4.1施行)	「埼玉県子育て応援行動計画(後期計画)」策定 「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」策定(H22～H26)
2011 (平 23)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 「障害者基本法」の改正	

年	国連等	国	県
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢社会政策大綱」改定	「埼玉県5か年計画（安心・成長・自立自尊の埼玉）」策定(H24～H28) 「埼玉県人権施策推進指針」改定 「埼玉県人権教育実施方針」改定 「埼玉県多文化共生プラン」改定(H24～H28) 「埼玉県障害者支援計画」改定(H24～H26) 「埼玉県高齢者支援計画」改定(H24～H26) 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定(H24～H28)
2013 (平 25)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行	
2014 (平 26)		改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」施行 「障害者の権利に関する条約」批准	
2015 (平 27)	SDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットで採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定 「子ども・子育て支援法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「埼玉県高齢者支援計画」改定(27～H29) 「埼玉県障害者支援計画」改定(H27～H29) 「埼玉県子育て応援行動計画」改定(H27～R1)
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行 「改正障害者雇用促進法」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止法）施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「児童福祉法」改正	「埼玉県手話言語条例」施行 「埼玉県共生社会づくり条例」施行

年	国 連 等	国	県
2017 (平 29)		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	「埼玉県新5か年計画」(希望・活躍・うるおいの埼玉)策定(29~R3) 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定(H29~R3) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定(H29~R3) 「埼玉県多文化共生推進プラン」改定(H29~R3)
2018 (平 30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」改定 「障害者基本計画(第4次)」策定	「埼玉県虐待禁止条例」施行 「埼玉県犯罪被害者等支援条例」施行 「埼玉県高齢者支援計画」改定(H30~R2) 「埼玉県障害者支援計画」改定(H30~R2) 「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」(H30~R4) 「埼玉県地域福祉支援計画」施行
2019 (平 31・令元)		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	「埼玉県ケアラー支援条例」施行
2020 (令 2)		「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」施行	「埼玉県子育て応援行動計画」改定(R2~R6) 「防犯のまちづくり推進計画」改定(R2~R6)
2021 (令 3)		改正「高齢者雇用安定法」施行 改正「労働政策総合推進法」施行	「埼玉県高齢者支援計画」改定(R3~R5) 「埼玉県障害者支援計画」改定(R3~R5) 「埼玉県ケアラー支援計画」策定(R3~R5) 「埼玉県地域福祉支援計画」改定(R3~R5) 「埼玉県地域防災計画」一部改定(R3~)

※ この人権関係年表は、主に人権施策推進指針本文に記載されている事項及び近年の事項を記載しました。



埼玉県マスコット
「コバトンとさいたまっち」

埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）

令和4年3月

埼玉県県民生活部人権推進課

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1